

令和6年度 産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の状況

(R6.4.15現在)

番号	事業者名 代表者名	所在地	許可の区分（許可番号） 再生利用業の区分（指定番号）	処分内容	処分 年月日	処分理由（改善命令の内容）	根拠法令	備考
1	株式会社SHI-ST 代表取締役 島田 真徳	新潟県上越市清里区青柳1028 番地1	産業廃棄物収集運搬業 (第2009204262号)	許可取消	R6.4.8	被処分者の使用人（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の10に規定する使用人をいう。）は、平成26年10月11日、長野地方裁判所において禁錮以上の刑が確定し、令和2年7月8日に刑の執行を終えた。 このことにより、この者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号ハに該当することから、被処分者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第4号該当による取消し）	法第14条の3の2	